

野田市火災予防条例第3条第2項第3号、第11条第1項第9号及び第18条第1項第13号の規定に基づき、必要な知識及び技能を有する者の指定の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月26日

野田市消防長 須田 光浩

野田市消防本部告示第1号

野田市火災予防条例第3条第2項第3号、第11条第1項第9号及び第18条第1項第13号の規定に基づき、必要な知識及び技能を有する者の指定の一部を改正する告示

野田市火災予防条例第3条第2項第3号、第11条第1項第9号及び第18条第1項第13号の規定に基づき、必要な知識及び技能を有する者の指定（平成4年野田市消防本部告示第2号）の一部を次のように改正する。

第1項中「第7条の2第2項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

附 則

この告示は、令和8年3月31日から施行する。